

## 学校法人天理よろづ相談所学園

### 個人情報の保護に関する規則

(目 的)

**第1条** 天理医療大学（以下「大学」という）は、個人情報の保護が人格の尊厳に由来する基本的要請であることを深く認識し、この規則によって大学が保有する個人情報の取り扱いに関する基本事項を定め、もって個人情報の収集、管理及び利用に関する大学の責務を明らかにするとともに、個人情報の主体である学生、教職員等に自己に関する個人情報の開示並びに訂正及び削除の請求権を保障することによって、大学における人権保障に資することを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この規則における用語の定義は次の通りとする。

- (1) 学生、教職員 現在および過去の学生、生徒、教職員ならびに大学の業務に直接かかわりがあり、またかかわりがあったその他のものをいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（ほかの情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）をいう。
- (3) 個人データ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものとして政令で定めるものとする。
- (4) 保有個人データ 開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの、または一年以内の政令で定める期間以内に消去することになるもの以外のものをいう。

(責 務)

**第3条** 本法人は、個人情報を収集し、保管し、または利用するにあたっては、学生、教職員等の基本的人権を尊重し、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 本法人の役員及び教職員並びに本法人の業務に従事している者は、職務上知りえた個人情報を漏えいし、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた時も同様とする。
- 3 学生、教職員等は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する大学の施策に協力しなければならない。

(個人情報保護管理責任者の設置)

**第4条** 個人情報の適切な管理および安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かなければならない。

- 2 個人情報保護管理責任者は事務局長とする。

(収集の制限)

**第5条** 個人情報を収集するときは、利用目的を正確にし、その目的達成に必要な最小限の範囲で収集しなければならない。

- 2 個人情報を収集するときは、適切かつ公正な手段により、次の各号いづれかに該当するときを除き、直接本人から収集しなければならない。
  - (1) 本人の同意があるとき
  - (2) 法令等に定めがあるとき
  - (3) 出版・報道等により公にされているとき
  - (4) 個人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき
  - (5) その他本人以外の者から収集することに相当の理由があるとき

(利用目的の通知等)

**第6条** 本法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

- 2 本法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。
- 3 前2項の規則は、次に掲げる場合については適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国等の期間が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人データの適正管理)

**第7条** 個人データは、安全保護および正確性維持のため、次の各号に掲げる

事項について適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏洩の防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報のすみやかな廃棄または消去

(利用及び提供の制限)

**第8条** 収集した個人情報は定められた目的以外のために利用または提供してはならない。ただし次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 本人の同意に基づいて利用し、または提供するとき及び本人に提供するとき
- (2) 法令に基づいて利用し、または提供するとき
- (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急的必要があるとき。
- (4) 同一性確認を目的とする公的機関からの依頼があるとき。
- (5) 専ら学術研究または統計の作成のために利用し、又は提供する場合で本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 学内における教務上あるいは事務上の必要があり、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) その他利用し、または提供することに相当の理由があるとき

2 個人情報にかかわる情報処理は、収集目的の達成に必要な処理のみが行えるよう機能を限定しなければならない。

(個人情報に関する業務の学外委託)

**第9条** 本法人は、個人情報に関する業務を学外に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 前項の場合においては、当該委託に係る契約書等に次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、委託の内容または性質により、記載する必要がないと認められる事項についてはこの限りでない。

- (1) 委託先において、その従事者に対し当該個人データの取扱いを通じて知りえた個人データを漏らし、または盗用してはならないこと
- (2) 当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、本法人へその旨を文書をもって報告すること
- (3) 委託契約期間
- (4) 利用目的達成後の個人データの返却または委託先における廃棄若しくは削除を適切かつ確実に行うこと
- (5) 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除

く。)、改ざん等の禁止または制限

- (6) 委託先における個人データ情報の複写または複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止
- (7) 委託先において個人データ漏えい等の事故が発生した場合における本法人への報告義務
- (8) 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任

(利用目的の通知の請求)

**第10条** 個人情報の本人から、保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、郵便、電話、電子メールなどにより速やかに通知する。

- 2 前項で利用目的を通知しない旨を決定したときは、速やかに個人情報の本人にその旨を通知する。

(情報の開示の請求)

**第11条** 個人情報の本人から、保有個人データの開示を求められた場合は、本人であることを確認したうえで、次の場合を除き当該保有個人データを書面または本人の同意する方法により開示する。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産等の権利利益を害する恐れがある場合
- (2) 個人の選考、評価、判定、診療その他に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるとき
- (3) 本法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- (4) 他の法令に違反することとなる場合

- 2 前項で個人情報の全部または一部を開示しない旨を決定したときは、速やかに個人情報の本人にその旨を通知する。

(自己に関する個人情報の訂正または削除)

**第12条** 個人情報の本人から、保有個人データの内容が事実でないことを根拠に内容の訂正、追加または削除を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内で調査した結果に基づいて措置を決定する。

- 2 前項で訂正等の措置をした場合または措置をしない旨を決定したときは、速やかに個人情報の本人にその旨を通知する。

(情報の利用停止・消去の請求)

**第13条** 個人情報の本人から、保有個人データについて、目的外の利用あるいは不正な手段による取得を理由に利用の停止または消去を求められた場合は、必要な調査の結果に基づいて措置を決定する。

- 2 個人情報の本人から、保有個人データについて本人の同意なく第三者に提供されたことを理由に第三者への提供の停止を求められた場合

で、相当の理由があることが判明したときは直ちにこれに応じる。

- 3 前2項で当該保有個人データの利用の停止、消去または第三者への提供の停止の措置をした場合または措置をしないことを決定したときは、速やかに個人情報の本人にその旨を通知する。

(理由の説明)

**第14条** 保有個人データについて個人情報の本人からの請求による利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除・利用停止・消去、第三者への提供の停止の措置をしないとき又はその措置と異なる措置をする場合は、個人情報の本人に対しその理由を説明する。

(苦情の処理)

**第15条** 本法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏えい等の事実の通知)

**第16条** 本法人の役員および教職員並びに本法人の業務に従事している者により、保有あるいは取扱いを委託している個人情報の漏えいがあった場合は、速やかに個人情報保護管理責任者に報告するとともに、漏えいの内容を個人情報の本人に通知する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。